

## 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等 の一部を改正する内閣府令案（仮称）の概要

### ．改正対象

以下の 10 本の内閣府令の一部を改正する。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令 129 号）

投資信託財産の計算に関する規則（平成 12 年総理府令 133 号）

投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令 47 号）

投資法人の会計監査に関する規則（平成 18 年内閣府令 48 号）

資産の流動化に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令 128 号）

資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する  
内閣府令（平成 12 年総理府令 130 号）

特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する  
内閣府令（平成 12 年総理府令 131 号）

特定目的信託財産の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令 132 号）

特定目的会社の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令 44 号）

特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成 18 年内閣府令 54 号）

### ．投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正（1 条）

#### 1．総則

外国投資信託の届出・約款等変更届出・解約届出及び外国投資法人の届出・変更届出・解散届出の添付書類（英語で記載されたものに限る。）については、日本語で記載できない提出書類等についての訳文添付義務の適用を除外する（改正案 2 条）。

#### 2．委託者指図型投資信託

投資信託約款の記載事項として、以下の事項等を追加する（改正案 7 条・8 条）。

イ 受益者代理人があるときの記載事項として、投資信託契約において重大な約款の変更等に係る議決権等を行行使する権限を当該受益者代理人の権限としていない旨

ロ 委託者が運用指図権限を委託する場合の記載事項の細目として、当該委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。）の概要  
受益証券を取得しようとする者への交付書面の記載事項として、投資信託財産

の投資不動産及びそのテナントに関する情報を定める（改正案 9 条）。

受益者への運用報告書の交付義務を除外する場合として、受益証券が金融商品取引所に上場されている場合や投資信託が M R F（マネー・リザーブ・ファンド）に係るものである場合とする（改正案 25 条）。

その他、受益権原簿の作成や重大な約款の変更等に係る決議の手續等について、「信託法施行規則案」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### 3．委託者非指図型投資信託

投資信託約款の記載事項について、上記 2 と同内容のものを定める（改正案 78 条・79 条）。

その他、受益権原簿の作成及び重大な約款の変更等に係る決議の手續等について、「信託法施行規則案」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### 4．外国投資信託

外国投資信託受益証券のうち、外国金融商品市場における売買の媒介・取次ぎ・代理を行うことについて発行者に届出義務がかからないものは、現物信託型かつ株価指数連動型の上場証券投資信託に類するものの受益証券とする（改正案 94 条）。

その他、受益権原簿の作成及び重大な約款の変更等に係る通知の手續等について、所要の事項を定める。

### 5．投資法人

募集投資口の引受けの申込みをしようとする者への通知事項として、投資不動産及びそのテナントに関する情報を定める（改正案 135 条）。

短期投資法人債の発行要件として、その発行目的が一定の特定資産の取得、不動産の修繕（緊急に必要となったものに限る。）若しくは敷金等の返還のために必要な資金又は投資証券・投資法人債の発行までの間に必要な資金の調達を目的とするもの（元本償還期限が 6 月未満であるものに限る。）であること、特定資産の取得・不動産の修繕・賃貸借契約の終了の見込みが確実であること、及び短期投資法人債の借換えを行う場合でも元本償還期限が延長されないこと等を定める（改正案 192 条）。

設立中の投資法人が発行する投資証券の募集等を設立企画人が行う場合において準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）」の規定も踏まえ、所要の事項を定める（改正案 223 条～243 条）。

### 6．外国投資法人

外国投資証券のうち、外国金融商品市場における売買の媒介・取次ぎ・代理を行うことについて発行者に届出義務がかからないものは、現物出資型かつ株価指数連動型の外国投資法人が発行するものであって、外国金融商品市場に上場されるものとする（改正案 259 条）。

## 7. その他

金融商品取引業者が委託者指図型投資信託・投資法人の資産を有価証券又はデリバティブ取引に係る資産以外の資産に投資運用する場合における金融商品取引法の規定の適用等について、所要の事項を定める（改正案 265～273 条）。

### ・投資信託財産の計算に関する規則の一部改正（2 条）

計算期間が 6 月未満の投資信託財産に係る受益者への運用報告書は、原則として 6 月ごとに交付することとするが、一定要件を満たす MMF（マネー・マーケット・ファンド）に係るものについては、1 年ごとの交付を認める。（改正案 59 条）

### ・資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正（5 条）

特定目的会社が特定資産を譲り受けるため競争入札に参加する場合に業務開始届出を行うときは、当該競争入札に係る実施要領を記載した書面又はこれに準ずる書面を添付すれば、特定資産の譲受けに係る契約書の副本・謄本の添付を省略できるものとする。この場合において、当該特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、事前に、特定資産の譲受けに係る契約書の副本・謄本を添付して追加届出を行わなければならないものとする（改正案 9 条・22 条・23 条）。

特定目的会社は、特定資産の取得やその準備行為等のために、入札保証金・契約保証金の支払を用途とする借入れであって、支出した資金等の還付資金により弁済されることが予定されるものを行うことができることとする（改正案 94 条）。

### ・資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正（6 条）

題名を「資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令」とする。

特定目的会社がその資産対応証券の募集等を行う場合及び特定譲渡人(オリジネーター)が特定目的会社の資産対応証券の募集等の取扱いを行う場合において準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案(仮称)」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

**・ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正** (7条)

原委託者(オリジネーター)が特定目的信託の受益証券の募集等を行う場合において準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案(仮称)」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

**・ 特定目的信託の権利者集会等に関する規則の一部改正** (9条)

特定目的信託の権利者集会の手續等について、「信託法施行規則案」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。